

「ワンストップ特例制度」の利用について

このたびは、伊勢原市への寄附をお申込みいただきまして、誠にありがとうございます。

確定申告を行わなくても、寄附金控除を受けることができる「ワンストップ特例制度」をご利用予定の方は、以下の内容をご確認いただき、本市まで必要書類の提出をお願いいたします。

1. 制度の詳しい説明、注意点は[こちら](#)から

2. ご提出いただく必要書類

(1) 個人番号カードをお持ちの方

- 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第 55 の 5 様式）←前ページよりダウンロード可
- 個人番号カードの表裏のコピー

(2) 通知カードをお持ちの方

- 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第 55 の 5 様式）←前ページよりダウンロード可
- 通知カードのコピー
- 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれか 1 つのコピー（写真が表示され、氏名、生年月日、住所が確認できるようコピーをお願いします）（*）

(3) 個人番号カード、通知カードのどちらもお持ちでない方

- 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第 55 の 5 様式）←前ページよりダウンロード可
- 個人番号が記載された住民票の写し
- 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれか 1 つのコピー（写真が表示され、氏名、生年月日、住所が確認できるようコピーをお願いします）（*）

（*）をいずれもお持ちでない方は、問い合わせ先まで、ご連絡をお願いします。

3. ご提出先 （提出は郵送もしくは窓口持参のみの受付ですのでご注意ください）

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中 348 伊勢原市役所 財政課 ふるさと納税担当宛

※ 寄附金控除は各年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの寄附をもとに算定されるため、翌年の 1 月 10 日必着で、必要書類の提出をお願いします。

4. 注意事項・その他

- (1) 窓口持参の場合は、原本をご持参ください。
- (2) 必要書類の提出は 1 回の寄附ごとに必要になります。
- (3) 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」がお手元で印刷ができない場合は、申告書を郵送しますので、問い合わせ先までその旨ご連絡ください。窓口配布も行っています。
- (4) 必要書類を提出後、住所や氏名などの記載内容が変更になった場合は、別途「申告特例申請事項変更届出書」（前ページよりダウンロード可）をご提出ください
- (5) ワンストップ特例の受付の通知は、寄附申込の受付通知と同様にメールにて行います。
（メールでご案内できない方には受付書を郵送でお送りします。）
なお、受付書の郵送を希望される方は別途郵送しますので、その旨ご連絡ください。

問い合わせ先

神奈川県伊勢原市田中 348

伊勢原市役所 財政課 ふるさと納税担当

電話 0463-94-4711 内線 4211or4212

メール furusato@isehara-city.jp